

生駒市条例第29号

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

生駒市長 山下 真

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例

生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 条例の見直し（第54条）」を「第9章 条例の見直し（第54条）」を
第10章 市民自治推進委員
会（第55条）」に改める。

第54条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第10章 市民自治推進委員会

第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 市議会議員
- (4) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 8 委員長は、委員の互選により定める。
- 9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 16 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。